#### 制 度

### 病児保育事業のご案内平成25年度

#### 病児保育とは

性期~回復期にあた い程度の病状で、急 入院を必要としな



保育が困難なお子様 する事業です。 を一時的にお預かり 家庭や集団での

※医師により受け入れが不可能と判 断された場合には利用できませ

# |対象(すべてあてはまる子ども)

①生後6ヶ月~小学3年生まで

②保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等 育が困難な状況であること。 社会的な理由により、家庭での保

### 対象となる病気

①風邪、下痢(腸炎)等、子どもが 日常的にかかる疾患 れていけないとき) 脱水症状はないが保育所等に連

②インフルエンザ、おたふくかぜ: 等へ行けないとき) ているが、出席停止期間で保育所 水痘等の伝染病疾患(麻疹を除く) (急性期は過ぎ全身状態は安定し

③喘息などの慢性疾患

呼吸困難は強くないが、 保育所

> 4)骨折、 は連れていけないとき) (病状が固定しても、 等には連れていけないとき) 熱傷などの外傷性疾患 保育所等に

世帯の課税状況によります。

世帯区分	利用料	
生活保護世帯	無料	
前年度分の 町村民税非課税世帯	1 日 1,000 円 (半日 500 円)	
上記以外の世帯	1日2,000円 (半日1,000円)	

す。 クリニックの休診日はお休みで	※土・日・祝日、その他平山こども	<b>利用時間</b> /8時30分~17時30分
----------------------	------------------	---------------------------

#### 利用手続き

※登録用紙については、役場のほか、 ○平成24年中に有田川町に転入され )役場での事前手続きが必要です。 た方は、前住所で平成24年度課税 証明書を取り添付してください。

> に常備しています。 各保育所、平山こどもクリニック

問い合わせ/金屋庁舎こども教育課

#### 案 内

## 「きび会館」 閉館について

顧ありがとうございました。 て閉館いたしました。長い間、 「きび会館」 が、3月31日 (火) をもっ 皆さまに慣れ親しまれてきました

# 問い合わせ/金屋庁舎社会教育課

# 詐欺電話に注意してください

相談してください。 ドを取りに来ることは絶対にありま 者から、「あなたの通帳を預かって せん。このような電話がかかってき たり、自宅に現金やキャッシュカー す。警察官がこのような電話をかけ の電話が数件連続してかかっていま て欲しい。」などと言う、詐欺手口 から電話がかかってくるので対応し いる。」「通帳の件で消費者センター た場合は信用せずに、 たり、現金を引き出すように指示し 最近、 有田郡内で警察官を名乗る 湯浅警察署へ

市田

64-0110)・警察相談電話 問い合わせ/湯浅警察署 (#9110) 「電話